

令和4年度
(2022年度)

事業計画書

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 基本方針及び重点施策 | <u>P. 1</u> |
| 2. 令和4年度保健事業細部計画 | <u>P. 2</u> |
| 3. 令和4年度月別事業計画 | <u>P. 4</u> |

勝又健康保険組合

令和4年度事業計画書

1. 基本方針

「社員とその家族が健康で充実した生活を送るための取組」を行います。

■対処型から予防型へ

健康保険組合の給付の多くは、掛かってしまった病気やケガに対して費用を補填する。いわゆる「対処型」です。

今後は、健康で充実した生活を送るための取組として「予防型」にも重点を置いた事業を展開し、「重篤化を防ぐための健診」「病気は未病のうちに直す」「ケガをしない為の体力造り」など多岐に渡りますが徐々に進めてまいります。

例えば、家族が突然「がんを告知された」「脳溢血で倒れた」「こころの病になった」今までの生活が一変してしまいます。小さなお子さんや年頃のお嬢さんいたらその後の人生まで変えてしまいます。そのような不幸な出来事をなくしたいと思っています。

令和3年は、女性特有の病気への対応として、定期健診時と一緒に「乳がん検診」を受けれるようになりました。(現在、出てきた課題を分析し改善しております)

令和4年の取組は「こころとからだの健康相談」の窓口の開設、「ウォーキングイベント」等の開催を目指します。

■高齢者医療費の納付金について

健康保険組合は、かねてから高齢者の医療費に対する支援納付金の問題があります。いわゆる2022年問題です。団塊世代が後期高齢者になり始める今年2022年からピークは2025年です。それ以降は徐々に減少すると思われませんが急激に減ることはありません。

何故、問題なのかと言うと高齢者がかかった医療費は私たちが支援、支払っているからです。

令和3年度は12億4千万を納めています。令和4年度は9億3千万です。

一時的ですが3億円負担が減少しました。理由は、令和4年度の支援納付金は、令和2年度の全国の高齢者医療費を基に計算されます。令和2年度は、新型コロナで医療機関への受診が大きく抑制されたためです。

どうしたら納付金を減らせるか？

納付金が増減する理由は、大きく3つあります

- ① 全国の65歳以上の高齢者が使用する医療費が減れば、納付金は減ります。
- ② 当組合の65歳以上の高齢者の加入者を増やすと、納付金は減ります。
- ③ 当組合の65歳以上の高齢者の一人当たり医療費が減れば、納付金は減ります。

試算では、②の加入者が一人増えると年間34万円の納付金が減ります。③の医療費が1万円減れば1341万円の納付金が減ります。

つまり、健康な高齢者が沢山いれば、納付金が減る言う事です。

最後に、今後も厳しい財政状況が続くと思いますが、「社員とその家族が健康で充実した生活を送るための取組」を効率的に行うことを基本方針とします。

2. 重点施策

(1) 将来の病を未然に防ぐ取組

こころやからだに不調を感じる時、病院へ行くべきか迷う時、適切なアドバイスを
受けられる窓口「**こころとからだの健康相談室**」(保険同人社へ委託)を開設します。

また、女性特有の健康課題等への取組として、がん健診や産休育休の取得促進に向けた取組
を行います。

(2) 健康増進に向けた取組

健康の維持、増進、体力の低下の防止、コロナ禍におけるコミュニケーションの一環と
して、**ウォーキングイベントの開催**を企画します。喫煙対策として、オンラインによる禁
煙治療と喫煙に対する啓蒙活動を行います。

(3) 健診結果を基にした重篤化予防の取組

将来、重篤化することで負担が増える医療費の抑制と社員が健康で充実した生活を続けら
れるよう、健康診断結果に基づき39歳以下の被保険者に生活習慣病予防の為の保健指導と透
析、脳疾患予備軍への保健指導を行います。

(4) 事業所と健保の業務効率を上げる為の取組

給与明細のw e b化を機に健保ホームページに個人ポータルサイトを設け支給決定通知
書や医療費明細を配布する仕組みやマイナンバーを利用した被扶養者の資格確認(検認)、
を検討します。

(5) 医療給付の適正化への取組

高齢者納付金額に影響するため、不適正な医療費、療養費(柔道整復)の排除に努めます。

令和4年度保健事業細部計画

1. 保健指導宣伝

(1) 機関紙の発行（毎月）

社内報（勝又ニュース）の1ページを専用し、保険制度の周知と理解を深めるため及び健康指導等を編集し、毎月全被保険者に配布し、保健宣伝に努めます。

(2) 保健図書の配布

少子化社会に対応し、健全なる育児を期するため「赤ちゃん和妈妈」を出産以降1年間配布します。

(3) 健康管理事業の推進（年2回）

健康管理委員会を年2回4月11月に開催し各事業所の担当者と健診事業を始め、健康指導対策を協議し、健康づくり事業を積極的に推進します。

(4) 医療費通知（1月）

医療費通知を年1回交付し、受診者に医療費に対する関心を深めます。

(5) 社会保険ガイドの配布（年間）

制度の認識を深めるため「社会保険ガイド」を購入し、新規加入者に配布します。

(6) ホームページ維持管理（年間）

健康保険事業全般の情報発信のため、ホームページを通じ、保険制度の周知に努めます。

(7) 健康セミナー

39歳以下を対象とした、健康の維持増進を目指したセミナーを開催します。

(8) 個人ポータルサイト開設準備

事業所、健保の業務の効率化（ペーパーレスによる配布業務の廃止やペーパーの保管量削減）を目指し準備を進めます。

2. 疾病予防事業

(1) 生活習慣病健康検診及び健康相談

30歳以上の被保険者を対象として巡回検診車による生活習慣病健康検診を実施し、疾病の早期発見と予防に努めるとともに医師による健康相談を行います。
また、40歳以上の被保険者・被扶養者の特定健診・特定保健指導を行います。

(2) 人間ドックの補助（年間）

疾病予防の観点から、40歳以上の被保険者と被扶養者に人間ドック利用時の補助を行います。

(3) 脳ドックの補助（年間）

疾病予防の観点から、40歳以上の被保険者に脳ドック利用時の補助を行います。

(4) データヘルス事業

データヘルス計画に基づき、生活習慣病等に対する健康指導や受診勧奨を行います。

- ① 保健師による個別保健指導
30歳未満を対象に健診結果を基に保健師による生活習慣に関わる保健指導を行います。
- ② 糖尿病等慢性疾患の重症化予防
専門業者に依頼し健診結果とレセプトを分析し対象者を抽出し、本人、掛かりつけ医と保健師の三位一体で重症化予防の取組をします。（最大5名）
- ③ オンライン禁煙治療
オンラインによる禁煙治療を無料で実施します。4月募集開始、先着20名
- ④ 女性特有の疾病対策（乳がん検診）
定期健診の際、同時に乳がん検診を実施します。30歳以上、150名
- ⑤ ウォーキングイベントの開催（年2回）
運動不足やよる生活習慣病を防ぐことや、社内のコミュニケーションを活発にする事を目的にスマホのアプリを利用し非接触で開催し、期間中に歩いた歩数で順位付け競うもの。また、順位等により賞品やポイントを付与します。
- ⑥ 健康相談窓口の開設
心の健康（メンタルヘルス）の不調は、やがて体の不調につながり、生産性の低下や病欠、失職等、本人や家族、会社に大きな負担がかかるケースが多く、未然に防止の観点から「こころとからだの健康相談」窓口の開設準備をします。
- ⑦ 39歳以下への保健指導
40歳から特定健診、特定保健指導の対象となりその結果を厚生労働省に報告しますが、そこからの生活習慣を見直すための保健指導では遅い為、40歳手前でキッカケを作りの保健指導を行う準備をします。

3. 体育奨励事業

被保険者ならびに被扶養者の体位向上と健康の増進のため野球場を保有し、施設の維持管理に努め、その利用促進を図ります。

4. 直営保養所の整備充実（年間）

保養所施設を常に点検し、利用者に対するサービス向上を図るため施設の整備を充実し、その利用促進に努める。また施設の老朽化が進行していることから維持管理に努めます。

5. 借上保養施設の利用促進（年間）

被保険者及び被扶養者の日常生活における健康維持のため休養と精神的リフレッシュを図ることを目的として施設及び設備を充実し、その利用促進に努めます。

以 上